

## 雨水浸透施設を設置する場合補助金が交付されます。

○市では、敷地内雨水の流出を抑制し、都市型洪水及び地盤沈下の防止を図るため、市街化区域内において雨水浸透施設を設置する個人に対し補助します。

○補助対象区域は市街化区域内とします。ただし、次のいずれかに該当する区域を除きます。

- (1) 急傾斜崩壊危険区域その他雨水浸透施設を設置することにより法面等の安全性が損なわれるおそれのある区域
- (2) 地下水位の高い区域
- (3) その他雨水浸透施設の設置に適さない区域

○補助の対象となる者は、対象区域に雨水浸透施設を設置する個人とします。

○補助の対象となる雨水浸透施設の標準的な構造の基準は、下記のとおりとします。

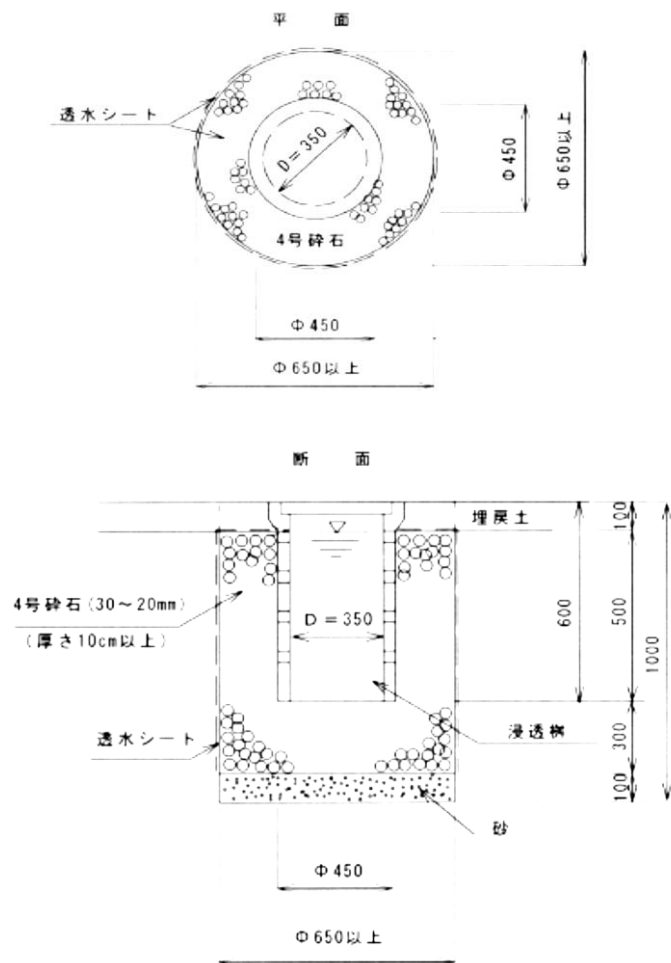
○補助金の額は、次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ同表の中欄に定める種類を満たす雨水浸透施設を設置した場合において、設置工事に要する額の2分の1の額とします。ただし、同表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める補助金額を限度とします。

敷地面積	補助金を受けるために必要な雨水浸透施設の区分（種類及び数量）	補助限度額
200㎡未満	1号（浸透枘2個以上及び浸透地下埋設管1.5m以上）	35,000円
200㎡以上 300㎡未満	2号（浸透枘3個以上及び浸透地下埋設管4.5m以上）	70,000円
300㎡以上 400㎡未満	3号（浸透枘4個以上及び浸透地下埋設管8m以上）	100,000円
400㎡以上 500㎡未満	4号（浸透枘5個以上及び浸透地下埋設管12.5m以上）	150,000円

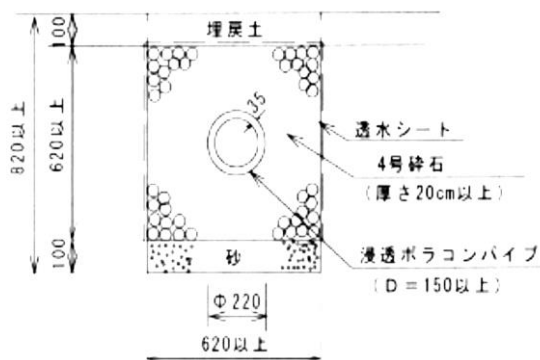
○手続きの流れ

①（雨水浸透施設設置に係る事前協議）→②（補助金の交付申請）→③（補助金の交付決定）→④（実績報告）→⑤（補助金の請求）

浸透枿標準図 (単位：mm)



浸透地下埋設管標準図



問合せ連絡先：建設部排水対策課  
74-2141 内線 1541、1542